解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

広島県東広島市黒瀬町乃美尾一六九二番地

有限会社緑十字会

清算人　谷　則夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

福岡県みやま市瀬高町濱田七五二―四

株式会社シルクロード

代表清算人　都　惠子

解散公告

当法人は、平成二十八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

福岡県福岡市西区愛宕浜四丁目一六番八号

特定非営利活動法人ケアプランセンター

マリナ

清算人　三宅　五郎

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

福岡市東区みなと香椎三丁目一番一―三〇八号

福岡大同冷蔵株式会社

代表清算人　木下　高信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

沖縄県宜野湾市我如古一丁目三三番一号

有限会社教文ツーリストサービス

清算人　福里　智子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年二月十六日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

新潟県長岡市新保二丁目二七番二三号

新保中央土地区画整理組合

代表清算人　日山　勉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

大阪府茨木市安威二丁目一一番七号

宗教法人安威キリスト教会

清算人　森　義人

連絡先　大阪市東淀川区下新庄三丁目五番四―四〇五号

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年二月二日三重県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

三重県伊勢市岩渕一丁目七番二九号

伊勢市土地開発公社

清算人　藤本　亨

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

新潟県新潟市中央区本町通八番町一三一八番地

新潟県石油業厚生年金基金

清算人　小林　宏一

第三十七期決算公告

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・百万円

資産の部

流動資産	四、九三五
固定資産	一六〇
資産の部合計	五、〇九五

負債及び純資産の部

流動負債	三、六〇二
賞与引当金	五三〇
その他	三、〇七二
固定負債	四四
退職給付引当金	二九
その他	一五
負債の部合計	三、六四六
株主資本	一、四四九
資本金	一五
資本剰余金	一九〇
資本準備金	一九〇
利益剰余金	一、二四四
利益準備金	三六
その他利益剰余金	一、二〇八
（当期純利益）	（五三九）
純資産の部合計	一、四四九
負債及び純資産の部合計	五、〇九五

平成二十八年三月一日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ロジスティクス株式会社

代表取締役　山下　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大畑町観音堂四三番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長岡　愼哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

青森県むつ市中央二丁目一三番一一号大谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大谷　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市宮本一六番地、最後の住所

埼玉県行田市押上町一二番地三

被相続人　亡　山宮　スミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

事務所埼玉県熊谷市筑波三丁目一九三番地

熊谷通運ビル五階　安田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安田　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市久保稲荷五丁目五番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中　丈夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

埼玉県狭山市柏原三四八四―一三四　狭山ニュータウン一〇六―八　新狭山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村上　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市本町一丁目三一番地、最後の住所ブラジル国サンパウロ州サンジョゼードリオプレット市

被相続人　亡　山崎　太光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

事務所東京都中央区銀座一―二〇―七ウインド銀座Ⅲビル三階佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木健二